

第 36 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和5年12月1日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 35 号

訴えの提起について

被告熊本県に係る大阪地方裁判所平成26年（ワ）第9280号、平成27年（ワ）第3117号、平成27年（ワ）第8569号、平成27年（ワ）第12836号、平成28年（ワ）第5139号、平成28年（ワ）第8641号、平成28年（ワ）第11161号、平成29年（ワ）第1066号、平成30年（ワ）第396号、平成30年（ワ）第4318号、平成30年（ワ）10401号、平成31年（ワ）第1690号損害賠償請求事件について、次のように控訴することとする。

令和5年10月10日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 当事者

控訴人 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県

上記代表者 熊本県知事 蒲 島 郁 夫

被控訴人 個人（122人）

2 事件名 損害賠償請求控訴事件

3 控訴の趣旨

- (1) 原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。
  - (2) 被控訴人らの請求をいずれも棄却する。
  - (3) 訴訟費用は、第一審、第二審を通じ、全部被控訴人らの負担とする。
- との判決を求める。

4 控訴遂行の方針

国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和22年法律第194号）に基づき、法務大臣の訴訟遂行援助を依頼する。